境 港 市 行 政 改 革 大 綱

平成２２年　４　月一部改定

境　港　市

目　　次

Ⅰ．行政改革推進の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
Ⅱ．行政改革の基本方針
Ⅲ．基本方針を実現するための具体的方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　１．参加と協働による市政の推進
　　（１）まちづくり市民委員会の設置
　　（２）情報の提供
　　（３）ＮＰＯや各種団体の支援、育成
　２．自立・持続可能な財政基盤の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　　（１）中期財政見通しの策定
　　（２）財政の健全化
　　① 経費全般の見直し
　　② 補助金等の整理合理化
　　③ 自主財源の確保
　　④ 公共工事関係
　　（３）事務事業の見直し
　　① 行政の簡素・効率化
　　② 民間委託の推進
　　③ 権限移譲への対応
　　④ 行政評価及び外部監査制度の導入
　　（４）組織・機構の見直し
　　（５）定員管理及び給与の適正化
　　（６）ＩＴ（情報通信技術）の利用による行政サービスの向上・・　4
　　（７）公共施設の設置及び管理運営
　　①遊休施設の活用
　　②指定管理者制度の活用等
　３．職員一人ひとりの意識改革
Ⅳ．行政改革の推進体制等
　１．計画期間
　２．推進体制
　　（１）行政改革推進本部
　　（２）行政改革推進委員会
　３．進行管理
用語の意味・・・　6
行政改革推進体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

境港市行政改革大綱

Ⅰ．行政改革推進の基本的考え方

本市の行政改革は、平成８年度に「行政改革大綱」を策定して以来、事業及び組織・機構の統廃合などを積極的に進めてきている。平成１４年に単独存続を決議したことを契機に、平成１５年度から自立・持続可能な行財政運営の確立に向けた取り組みを行い、着実に成果を上げてきた。

しかし、本市の財政状況は、歳入の根幹をなす税収入が、景気低迷の中で今後も急速な回復は期待できない状況にあるほか、歳出においては、社会保障関係経費の増加、義務教育施設等の老朽化、耐震化による改修等により依然として厳しい状況が続くことが予想される。

こうした中、限られた財源で新たな行政需要に対応するには、従来の市民サービスのあり方についても、新たな視点からの事業の選択、見直し、廃止を行うなどの行政運営の検討や、これら行政課題に対応できる人材育成に引き続き取り組む必要がある。

また、近年、地方分権による自治体の自己決定権が拡大されてきた中で、個性的で、かつ魅力的なまちづくりを進めていくためには、市民と行政の連携・強化の必要性が高まっており、市民の意向や要望を活かしたまちづくり、満足度の高い行政サービスを提供するためのプロセスも大きく変っている。

このため、心豊かで快適性を有する環境の中で魅力あるまちづくりを進めるためには、市民自らが「自分たちの住むまちは、自分たちで創り上げていく」という意識が重要であり、今後の行政運営は市民・民間組織等と連携する中で、まちづくりを進めていかなければならない。

このほか、中海圏域が山陰の拠点となるべく、「海と空の港」の活用など、圏域自治体と様々な連携に取り組むことで、圏域が一体的に発展していくことをめざしていく。

Ⅱ．行政改革の基本方針

地方自治のあり方が「画一と集権」から「多様と分権」へと変化しており、今後の行政運営は、市民と共に考え、施策や事業を決定し、その責任を負う自己決定、自己責任へと大きく変わろうとしている。

そうした中で、市民にわかりやすい簡素で効率的な行政システムづくりが必要であることから、行政の持つ情報を積極的に市民に提供、または公開し、透明性の高い市政運営を行うことにより、行政への関心を一層高め、市民参加や協働を推進していくことが重要となっている。

また、市民との対話を通してお互いの役割分担を明らかにし、自治会、ボランティア、ＮＰＯ、企業などを含めた各界、各世代の市民の知恵を結集して、「市民と共に築く風格のあるまちづくり」の実現をめざすこととする。

今後の行政改革の推進にあたっては、新たな市民ニーズに対応した行政需要は増加していくものと思われるが、事務事業の全てにわたる点検を行い、実施すべき施策の適正な選択と重点化など、引き続き整理・合理化に努めることとする。

そのため、自治体の担い手としての職員の意識改革は重要課題の一つであり、「自ら考え、自らの責任により実行する」という意識を持つとともに、地域の課題に対して自らが政策を立案する能力を身に付けることが不可欠である。

さらには、市民に本市の財政状況を明らかにする「中期財政見通し」のほか、「中期財政計画」に基づく財政運営を推進し、引き続き財政規模に応じた「まちづくり」、「役所づくり」を推進していく。

これらを踏まえ、次の３項目を重点項目とし、「市民と共に築く風格のあるまちづくり」を推進する。

１．市民参加と協働による市政の推進

２．自立・持続可能な財政基盤の確立

３．職員一人ひとりの意識改革

Ⅲ．基本方針を実現するための具体的方策

１．市民参加と協働による市政の推進

市民等と市が互いの情報を共有し、共に考え、議論しながら、市民参加と協働による市民に開かれた、市民本位の市政を推進する。

（１）みんなでまちづくり推進会議の設置

境港市みんなでまちづくり条例に基づき設置されている「みんなでまちづくり推進会議」を通じて、市民参加と協働によるまちづくりについて調査研究を行っていく。

（２）情報の提供

市民参加と協働による市政を推進するためには、市民と行政が行政情報を共有し行政に対する理解を深めることが重要であり、積極的に情報を提供する。そのためにも、ホームページ及びパブリックコメントの活用と、出前座談会の利用促進をＰＲする。

（３）ＮＰＯや各種団体の支援、育成

まちづくりの担い手として期待されるNPOや各種団体について、その活動の支援と団体の育成に努めることとしており、この支援、育成については、平成１９年７月に制定された「境港市みんなでまちづくり条例」において明確に規定されている。

また、平成１８年に市民活動センターが開設され、各種団体の活動拠点として活用されている。

２．自立・持続可能な財政基盤の確立

（１）中期財政見通しの策定

市民が本市の財政状況について理解を深めるとともに、当面する財政需要への的確な対応と、今後の財政運営の指針としている「中期財政見通し」を毎年策定する。このほか、平成１９年度に策定した「中期財政計画」に基づき、財政健全化に向けた規律ある財政運営を推進する。

（２）財政の健全化

① 経費全般の見直し

人件費を含む経費全般について、引き続き経費の節減と限られた財源の効果的配分に努める。

② 補助金等の整理合理化

補助金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査し、時代のニーズに応じた整理合理化（廃止、統合、創設）を行う。

③ 自主財源の確保

滞納整理を着実に実施し、収入未済の縮減に努める。使用料・手数料については、受益者負担の原則を踏まえながら、受益と負担の均衡を失しないよう、適宜、適正な料金設定を行う。

（３）事務事業の見直し

① 行政の簡素・効率化

事務事業の計画段階において、行政の責任領域か否か、受益と負担、公平性、効果等を十分吟味し、効率的な事務事業の執行に努める。

② 民間委託の推進

民間活力を導入して行政運営の効率化、市民サービスの向上等を図るため、積極的かつ計画的に民間委託を推進する。

③ 外部監査制度の導入

透明性向上の観点から、必要に応じ外部監査を実施する。

④ 権限移譲への対応

市民サービスの向上の観点から、市で処理することが有効かつ可能な事務については積極的に対応する。

（４）組織・機構の見直し

新たな行政課題や市民の多様なニーズに即応した施策を総合的・機能的に展開できるよう、適宜、組織・機構の見直しを行う。

（５）定員管理及び給与の適正化

定員管理を的確に行い、職種や部門にとらわれることなく、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託、ＯＡ化等を積極的に進める。また、国の公務員制度改革に沿った改革を推進する。

（６）ＩＴ（情報通信技術）の利用による行政サービスの向上

ＩＴの利用を促進し、行政事務の簡素化・迅速化を図り、行政サービスの向上に努める。

（７）公共施設の設置及び管理運営

① 遊休施設の活用

統廃合により遊休施設となる施設については、将来の需要増が見込まれる他用途の施設への改修等により、有効活用を図る。

② 指定管理者制度の活用等

公の施設の管理運営については、サービスの向上と運営の効率化に留意しながら、ＮＰＯ、事業者及び団体を管理者として指定できる指定管理者制度を引き続き活用していく。

３．職員一人ひとりの意識改革

行政に対する市民の評価は、窓口や仕事現場における対応に左右される面が大きいことから、適切な接遇の徹底、縦割り的な対応の是正等、職員の応接の改善に努めるとともに、高度化・多様化する行政需要に対応するため、各種研修に参加するほか、地方分権に伴い必要とされる政策形成能力や法務能力などの向上に努める。

Ⅳ．行政改革の推進体制等

１．計画期間

この大綱の計画期間は、平成２２年度から２６年度までの５ヵ年とし、具体的な取り組み課題については、実施計画を策定する。

２．推進体制

（１）行政改革推進本部

① 市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、部長で構成する行政改革推進本部員会議を置く。

② 行政改革推進本部内に、幹事会を置き、必要に応じて地域振興課長が召集する。

③ 教育委員会と各部における取り組み事項の調整・推進を図るため、教育長、各部長を議長として、各課長等を構成員とする行政改革課題検討会を設置する。

（２）行政改革推進委員会

行政改革の推進について、特に重要な事項の調査・審議にあたるため、行政改革に識見を有する市民１５名以内で構成する。

３．進行管理

行政改革を着実に推進していくため、「境港市行政改革推進本部」による進行管理を行いながら、議会および行政改革推進委員会に実施状況を報告するとともに、市報、ホームページ

を通じて取り組み状況等を市民に公表する。

　また、今後の状況の変化等による項目の追加又は変更の必要が生じたときは、その都度見直しを行い、改革を推進する。

用 語 の 意 味

市 民 参 加 ： 市民個人が行政の管理の下、政策の立案・策定、事業の実施・検証の過程に加わる行為をいい、責任は行政が負うものです。

協　　働 ： 行政と民間団体（組織）など異なる団体（組織）が、それぞれの得意分野や特徴を生かし、対等な立場で責任を共有しながら、目標に向け連携するものであり、組織の主体性がより発揮できるものです。

Ｎ　Ｐ　Ｏ ： ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指します。

指定管理者制度 ： 公の施設（体育施設、文化施設等）の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的として、議会の承認を受けて、市に変わってＮＰＯ、団体、企業に管理等の代行を行わせるものです。

外部監査制度 ： 市の監査委員の監査に代えて、より専門的で独立した立場から、市長と外部監査契約を結んだ外部監査人が監査を行うことができる制度で、外部監査人には、公認会計士や弁護士などの資格を持った人が選ばれます。

　外部監査制度には包括外部監査（毎年実施し、外部監査人が監査対象を決定します。）と個別外部監査（必要に応じて市長、議会及び市民から監査対象を限定した請求により実施します。）とがあります。

道 州 制 ： 都道府県を廃止し、複数の府県を単位とした新たな広域自治体として、国の多くの権限を移譲した上で、公選の首長等を選出し、「道」または「州」を設置するもの。

行政改革推進体制図

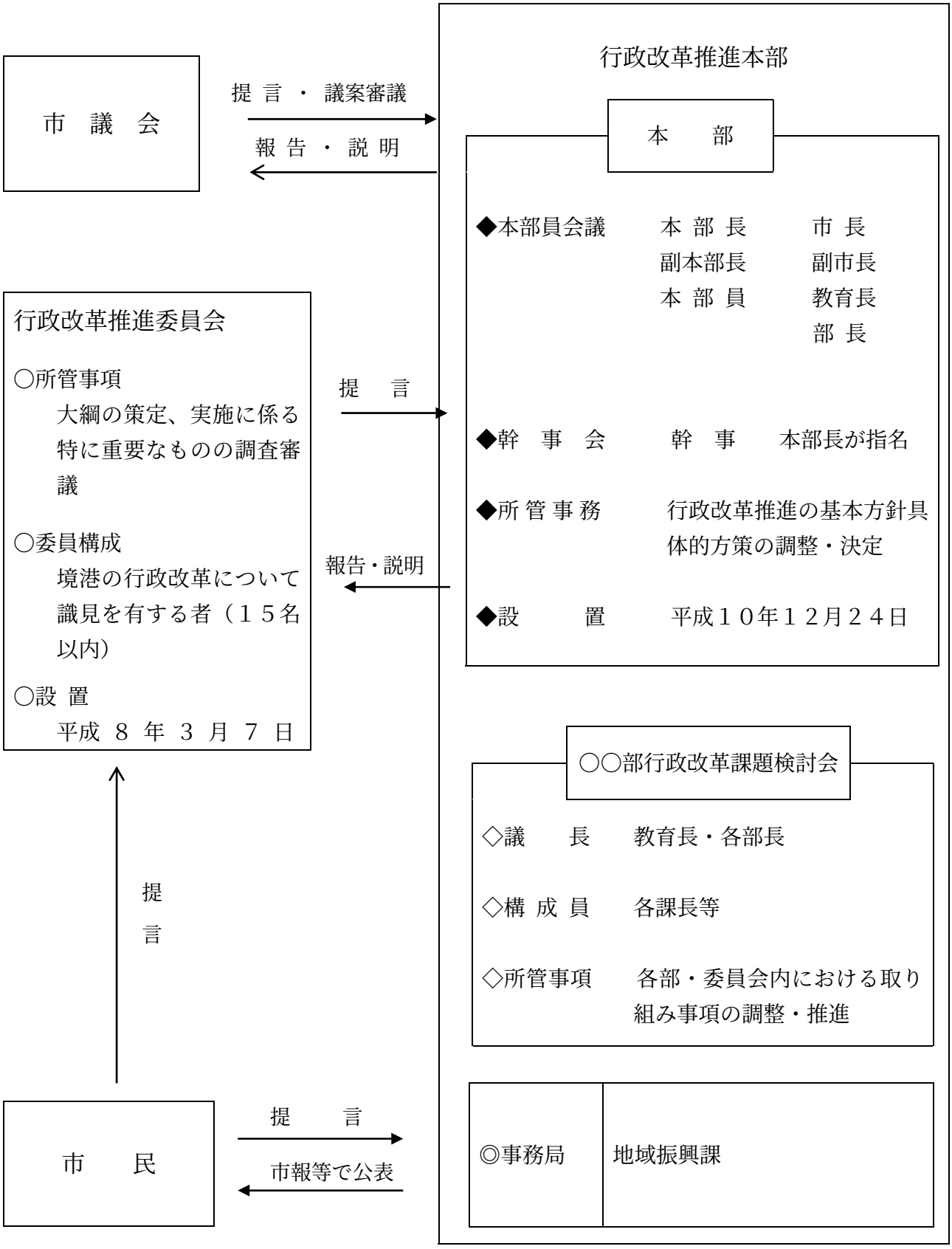
市　議　会
提 言 ・ 議案審議
報 告 ・ 説 明
行政改革推進本部
本　　部
◆本部員会議　本 部 長　市 長
副本部長　副市長
本 部 員　教育長
部 長
◆幹　事　会　幹　事　本部長が指名
◆所 管 事 務　行政改革推進の基本方針具体的方策の調整・決定
◆設　　置　平成１０年１２月２４日
行政改革推進委員会
○所管事項
大綱の策定、実施に係る特に重要なものの調査審議
○委員構成
境港の行政改革について識見を有する者（１５名以内）
○設 置
平成 8 年 3 月 7 日
提　言
報告・説明
○○部行政改革課題検討会
◇議　　長　教育長・各部長
◇構 成 員　各課長等
◇所管事項　各部・委員会内における取り組み事項の調整・推進
提
言
市　　民
提　　言
市報等で公表
◎事務局
地域振興課